

# 芦屋市立潮見小学校PTA 慶弔規定

## 第1条

この規定は、潮見小学校保護者と教職員の会慶弔について必要な事項を定めます。

## 第2条

慶弔の範囲は次の通り。

会員(保護者、教職員)ならびに本校在籍児童が死亡および教職員の殉職のときは、弔慰金5,000円とします。

## 第3条

教職員が本校を離任するときは、離任式において、花束もしくは記念品を贈呈します。

## 第4条

以上の各項以外については、会長、副会長協議のうえ、決定します。

## 第5条

この規定の改定は、運営委員会で承認を得て、総会で議決します。

## 芦屋市立潮見小学校PTA 慶弔基準

芦屋市PTA協議会の基準により下記の通りとする。

	種 目	金 額
1	PTA会員の死去	5,000円
2	本校在籍児童の死去	5,000円
3	教職員の殉職	5,000円

## 附則

- この規定は、昭和61年6月8日から施行します。  
昭和62年1月27日 第1項(4)を改定  
昭和62年7月15日 第3項を追加  
平成6年9月9日 第2項を改定  
平成8年4月24日 一部改定  
平成30年4月20日 一部改定  
令和2年4月17日 一部改定

# 芦屋市立潮見小学校 PTA 個人情報取扱規則

## 第 1 条(目的)

芦屋市立潮見小学校 PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿およびその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

## 第 2 条(責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第 3 条(管理者)

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

## 第 4 条(取扱者)

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

## 第 5 条(秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第 6 条(収集方法)

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## 第 7 条(利用)

取得した個人情報は、下記の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の配付および送付
- (2) 会員名簿、役員名簿、委員会名簿等の作成および役員名簿の配布
- (3) 地域活動(旗当番、登校班編成など)

## 第 8 条(利用目的による制限)

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個

人情報を取り扱ってはならない。

#### 第9条(管理)

- (1) 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。
- (2) 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

#### 第10条(保管および持ち出し等)

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはウイルス対策ソフトを入れるなど、適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

#### 第11条(第三者提供の制限)

個人情報は下記に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第12条(個人情報の共同利用)

本会は、芦屋市立潮見小学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

#### 第13条(第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合および県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

#### 第14条(第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第11条第1号から第4号の場合および県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目

について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

#### 第 15 条 (情報開示等)

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第 16 条 (漏えい時等の対応)

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

#### 第 17 条 (研修)

本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

#### 第 18 条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 第 19 条 (改定)

本会の「芦屋市立潮見小学校 PTA 個人情報取扱規則」は芦屋市 PTA 協議会の承認を得て、総会において改定する。

#### 附則

本規則は、2018 年 4 月 20 日より施行する。

# 芦屋市立潮見小学校 PTA 規約細則

## 【一家庭一役】

執行部役員、学級委員、愛護委員だけで活動するのではなく、保護者会員は何らかの形で PTA 活動に参加するものとします。

## 【会計】

### ● 転入、転出時の会費の取り扱いについて

転入の場合は、入会学期からの会費を徴収します。

転出の場合は、すでに納入されている会費は原則、返金できないものとします。

### ● 途中退会について

途中退会の場合、納入されている会費は原則、返金できないものとします。

### ● 会費の使用について

会計で、1 万円未満の使用については役員会で承認を得ることとし、1 万円以上の使用については運営委員会で承認を得ることとします。

### ● 交通費について

執行部役員、学級委員、愛護委員が潮見小学校 PTA 代表として各会議、研修会、講習会に参加する場合支払われます。\*雨の場合や 2 号線より北の場所で行われる場合のみ。ただし、2 号線より南でも、会長の承諾を得れば支払い可能とする

## 【次年度執行部選考委員会】

選考委員会は、現執行部役員全員と各学年の学級委員 1~2 名を互選し、構成します。

## 【次年度学級委員選出】

年度初め 4 月に新学級委員の選出を行います。

可能な範囲内で前年度執行部と前年度学級委員が集まり選出します。

新学級委員選出は書面等（電磁的記録を含む）で選出できるものとします。

## 【各専門部】

- ・ 各専門部員は、年度初めと終わりの運営委員会全体会には出席します。
- ・ 愛護委員の選出は、年度初め 4 月に行います。
- ・ 愛護委員経験者においては、学級委員同様、児童一人につき 1 回は役員についたものとします。
- ・ 各部の活動については、潮見小学校 PTA 活動の手引きを参照とします。

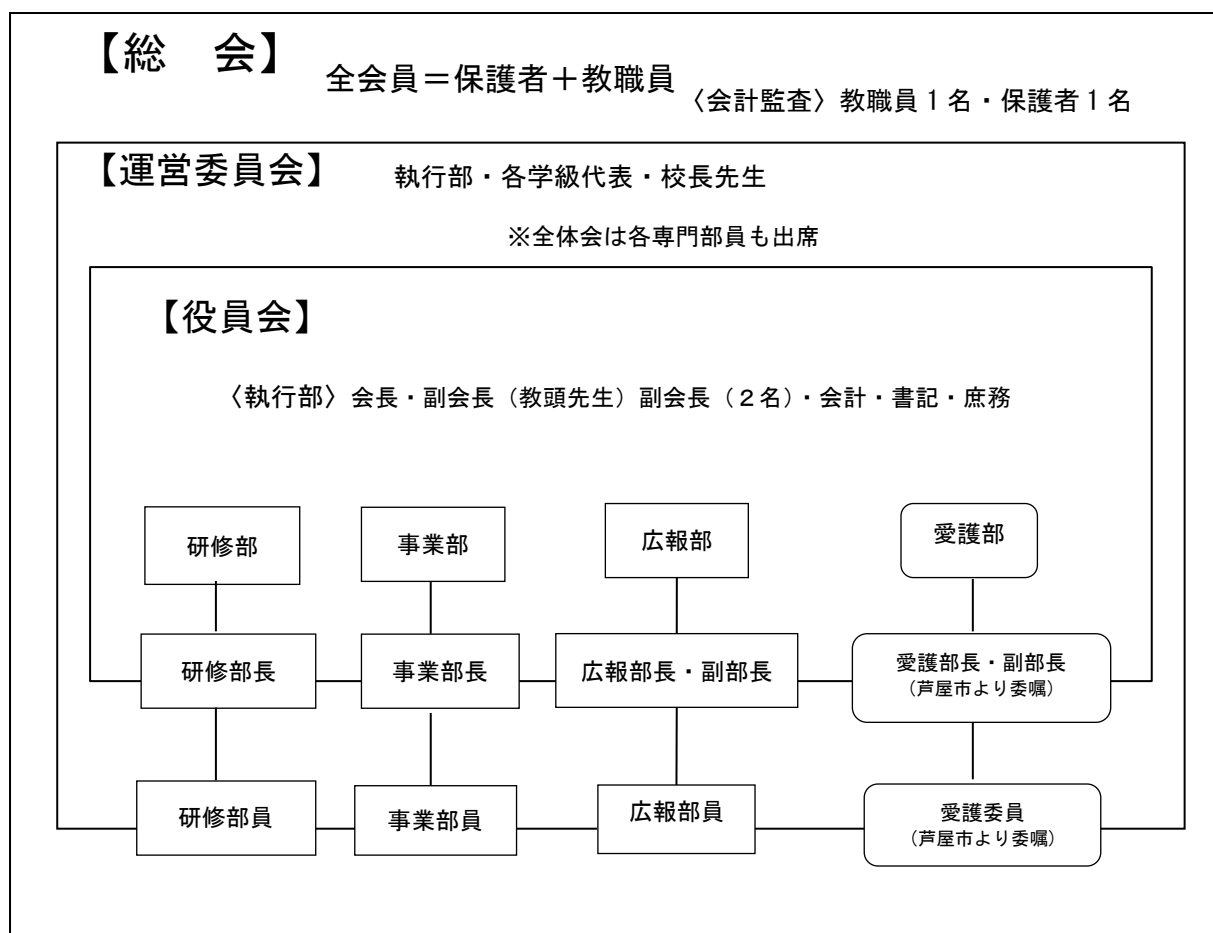
附則

1. この規約細則は、2018年4月20日から施行します。

2019年1月17日 一部改定

令和3年4月12日一部改定

# 芦屋市立潮見小学校PTA組織図



**【選考委員会】** 執行部全員＋各学年の学級委員（6年生以外）